

少額の減価償却資産

Q : 減価償却資産でも、減価償却の方法によらず、全額を費用計上する方法も認められていると聞きました。詳細について教えてください。

A : 一定の要件を満たせば、事業の用に供した事業年度に全額を費用計上したり、3年間で費用計上したりする方法が認められています。

【解説】

減価償却とは費用配分の原則に基き、取得原価を耐用年数にわたって各事業年度に配分することをいいます。減価償却資産は、通常使用期間が1年を超えるため、期間損益計算を正しく行うためには、一定の方法（定額法や定率法など）により、減価償却資産の取得原価を耐用年数の期間にわたり、費用配分することが必要になります。

ただし、取得価額が10万円未満の金額的に重要性の乏しいものや、費用配分の必要のない使用可能期間1年未満の資産については、事業の用に供した事業年度に全額を費用計上することが認められています。また、取得価額が20万円未満の資産については、事業の用に供した事業年度ごとに一括して3年間で損金算入する方法を選択することも認められています。

なお、平成15年度改正で、一定の中小企業者（資本金1億円以下の会社など）について、平成18年3月31日までに取得し事業の用に供した30万円未満の資産につき、初年度に全額償却できる特例が設けられました。

